　　　（様式２１－１）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※ １～３の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し）を添付すること。

※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第 ２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式２１－２を使用する。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定

* プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* えるぼし３段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

* えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定

* 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（平成 29 年３月 31 日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

３．青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

* ユースエール認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

（様式２１－２）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務

取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※ １～３の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定

* プラチナえるぼし認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* えるぼし３段階目の認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* えるぼし２段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

* えるぼし１段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定

* 「プラチナくるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

* 「くるみん認定」（平成 29 年３月 31 日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

３．青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

* ユースエール認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】